

障がい福祉サービスおよび障がい児通所支援事業所の指定に係る意見書の発行について

障がい福祉サービスおよび障がい児通所支援事業所の指定と飯塚市の現状

(1) 所在地市町村の意見書について

障がい福祉サービスおよび障がい児通所支援事業所の指定においては、福岡県への指定申請となるが所在地市町村の意見書を徴するサービスとして、下記の通り定められている。

(ア) 特定障がい福祉サービス（生活介護、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型）

(イ) 特定障がい児通所支援（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

(2) 飯塚市の指定申請の現状

事業所数の推移および意見書の発行状況を表 1 に示す。就労継続支援 A 型、B 型、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定状況について、増加が著しく、令和 3 年 4 月 1 日時点と比較して、就労継続支援 A 型が 8 事業所、就労継続支援 B 型が 15 事業所、児童発達支援が 14 事業所、放課後等デイサービスが 23 事業所増えている。

表 1 飯塚市の対象事業所数と意見書発行状況

	事業所数(R3) 4/1 時点	事業所数(R4) 4/1 時点	事業所数(R5) ※11/1 現在	意見書の 発行
生活介護	23	24	24	○
就労継続支援 A 型	10	12	18	○
就労継続支援 B 型	23	30	38	○
児童発達支援	21	30	35	○
放課後等デイサービス	22	35	45	○

障がい福祉計画との比較および意見書発行について

(1) 障がい福祉サービス見込み量と定員数の比較

飯塚市障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）におけるサービス見込み量および、飯塚市の各事業所の定員数を表 2 に示す。現在策定中の見込み値ではあるが、令和 8 年度見込みと比較し、現在の定員数が上回っており、飯塚市内でのサービス供給体制は十分足りていると考えられる。就労継続支援 A 型においては 3,439(人日/月)、就労継続支援 B 型においては 6,593(人日/月)の受入れ態勢があるため、十分であると考えられる。今回、市内の就労継続支援事業を実施する障がい福祉サービス事業所にアンケート調査を行ったところ定員数を満たしていない事業所や支給決定者の半数程度が他市町村であることが判明した。また、「福岡県障がい者福祉計画（第 5 期）・障がい児福祉計画（第 2 期）」においてもサービス必要見込量を満たしており、当該事業は施設整備補助協議（新規設立）の対象から外れている。

(2) 意見書の発行について

上記（1）の理由から、就労継続支援 A 型、B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス事業所数は充足状況にあり、事業所の増加がこのペースで続くことは提供されるサービス水準の低下も懸念されることから、現状の事業所数以上の増加は望ましくない。そのため、**市町村意見書の発行を中断**し、現事業所での連携及び支援スキルの強化に取り組んでいきたいと考えている。

※意見書の発行は依頼された場合、書く必要があるため、内容において「必要ではない」という書き方となります。

表2 障がい福祉計画、障がい児福祉計画のサービス見込みと定員数の比較

	障がい福祉計画・障がい児福祉計画の数値見込み (直近3年間の平均利用日数・伸び率を利用)					飯塚市の定員数 (22日/月)
	単位	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)	令和5年度 12/1時点
就労継続支援 A型	人日 (/月)	3,093	3,280	3,486	3,711	7,150
	人 (/月)	146	155	165	175	325
就労継続支援 B型	人日 (/月)	9,120	9,777	10,513	11,337	17,930
	人 (/月)	479	513	552	595	815
児童発達支援	人日 (/月)	3,672	4,055	4,489	4,981	8,822
	人 (/月)	275	304	337	374	401
放課後等デイ サービス	人日 (/月)	6,764	7,484	8,296	9,210	9,702
	人 (/月)	456	505	560	621	441

※見込みにおいては、過去3年間の平均利用日数を用いて算出